令和8年度
鳥取県企業自立サポート融資の御案内

企業自立サポート融資は、中小企業の皆様が金融機関から事業資金の融資を受ける際に、借入利息及び信用保証料の一部を鳥取県が補助することによって、低利・長期の借入を実現する制度です。

御利用にあたって

○御利用いただける方

①県内に事業所又は工場があり(県内で新たに事業を開始する者を含む)、②県税及び市町村民税を滞納していない方です。

〔対象事業〕 農業、林業(素材生産業及び素材生産サービス業を除く)、漁業、金融・保険業(保険媒介代理業及び保険サービス業を除く)以外の業種に属する事業

〔対 象 者〕

(A) 中小企業者(従業員数又は資本金のいずれかが下記に該当する会社及び個人をいいます。)

業　種	従業員数	資 本 金
サービス業	100人以下	5千万円以下
小売業	50人以下	5千万円以下
卸売業	100人以下	1億円以下
製造業・その他	300人以下	3億円以下

※ただし、「ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)」は資本金3億円以下又は従業員数900人以下、「ソフトウェア業」又は「情報処理サービス業」は資本金3億円以下又は従業員数300人以下、「旅館業」は資本金5千万円以下又は従業員数200人以下

※産業未来共創資金(大型投資)は、中小企業に該当しない大企業・中堅企業も御利用いただけます。

(B) 組合等　・事業協同組合、協業組合、商工組合、商店街振興組合等及びその連合会
・医業を主たる事業とする法人　・対象事業を行う特定非営利活動法人

○お申込みの手続き

融資を希望される方は、原則として、各商工団体を通じて鳥取県信用保証協会及び取扱金融機関に申し込んでいただきます。ただし、次の制度は申込み手続きが異なりますので御注意ください。再生支援資金　流動資産担保融資　産業未来共創資金(大型投資)　バイオ産業支援資金

信用保証制度について

○鳥取県信用保証協会

鳥取県企業自立サポート融資では、鳥取県信用保証協会(以下「保証協会」という)の保証制度を御利用いただくことになります。保証協会は、中小企業者の方が金融機関から事業資金の融資を受ける際に、「公共的な保証人」となって金融の円滑化を図るとともに、経営上の相談や企業診断、情報提供といった多様なニーズに対応して中小企業者の経営基盤の強化に寄与する専門機関です。

○信用保証料

保証協会の保証を御利用の際には、その利用者負担として信用保証料が必要となります。信用保証料の基本料率は、中小企業者の経営状況に応じて9段階に設定された料率が適用されます。なお、鳥取県企業自立サポート融資では、基本料率からの引き下げを行い利用者の負担軽減を図っています。

〔責任共有制度対象(保証割合80%の保証制度)〕

・制度料率A:経営体質強化資金(一般保証分)、経営安定支援借換資金、再生支援資金(1号)、コロナ克服特別借換資金、地域経済変動対策資金、災害等緊急対策資金、バイオ産業支援資金
・制度料率B:企業自立化支援資金、産業未来共創資金(大型投資)資金
・制度料率C:新事業展開資金、新規需要開拓設備資金、働き方改革応援資金、災害対応力強化資金、経営安定事業継続支援資金
・制度料率D:小規模事業者融資、中小事業者賃上げ応援資金
・制度料率E:創業支援資金(一般貸付)、事業承継支援資金(一般貸付)
・制度料率F:事業承継支援資金(特別保証貸付)

※流動資産担保融資の保証料率は、区分に関係なく一律0.68%、創業支援資金(スタートアップ創出促進貸付)は一律0.80%です。

(単位:%)

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
基本料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
制度料率A	1.08	1.04	0.99	0.94	0.89	0.85	0.80	0.60	0.45
制度料率B	1.45	1.38	1.28	1.18	1.08	1.00	0.80	0.60	0.45
制度料率C	0.68	0.64	0.59	0.54	0.49	0.45	0.40	0.30	0.23
制度料率D	0.48	0.43	0.38	0.33	0.27	0.22	0.18	0.13	0.11
制度料率E	0.48	0.45	0.41	0.37	0.33	0.30	0.27	0.23	0.21
制度料率F	0.29	0.25	0.21	0.18	0.15	0.13	0.10	0.08	0.00

〔責任共有制度対象外(保証割合100%の保証制度)〕

・制度料率G:再生支援資金(2号)　・制度料率H:中小企業小口融資

※他にセーフティネット保証、創業関連保証などに該当する場合、上記によらない一律の料率が適用されることがあります。

(単位:%)

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
基本料率	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50
制度料率G	1.23	1.18	1.13	1.08	1.02	0.95	0.90	0.70	0.50
制度料率H	0.48	0.43	0.38	0.33	0.27	0.22	0.18	0.13	0.11

資金メニュー早見表

起業・創業に必要な資金を借り入れたいとき	創業支援資金
小規模企業者等が事業資金を借り入れたいとき	中小企業小口融資 小規模事業者融資
売掛債権や棚卸資産を活用して資金を借り入れたいとき	流動資産担保融資
一般的な事業資金を借り入れたいとき	企業自立化支援資金
経営革新や海外展開のための事業資金が必要なとき	新事業展開資金
設備の導入・新設、能力増強・拡張、更新・建替、維持・補修、合理化・省力化などに取り組む資金が必要なとき	新規需要開拓設備資金
業況悪化の状況における経営の維持、回復に資金が必要なとき	経営体質強化資金
経営の改善を図るために既往借入金を借り換えたいとき	経営安定支援借換資金
災害や経済変動事象の発生によって大きな影響を受けたため、施設等の復旧や経営安定のための資金が必要なとき	地域経済変動対策資金 災害等緊急対策資金
事業承継、合併等を行うとき 承継円滑化法の認定を受けて代表者が株式取得等を行うとき	事業承継支援資金
事業再生のために資金が必要なとき (中小企業再生支援協議会等の支援を受けている企業)	再生支援資金
従業員の労働環境改善に資する取組を行うとき	働き方改革応援資金
事業継続計画(BCP)等防災対策の実効性を向上させたいとき	災害対応力強化資金
鳥取県産業未来共創補助金(成長・規模拡大型、一般投資型に限る。)及び先端的デジタル活用企業立地促進補助金の認定を受けた企業	産業未来共創資金(大型投資)
染色体工学技術を活用して、新しい製品、技術又はサービスの開発事業化のために事業資金が必要なとき	バイオ産業支援資金
当面の返済負担を軽減したいとき	経営安定事業継続支援資金
金融機関、保証協会、商工団体等の支援を受けてコロナ禍からの経営再生に取り組むため、既往借入金を借り換えたいとき	コロナ克服特別借換資金
持続的な賃上げに必要な資金を借り入れたいとき	中小事業者賃上げ応援資金

〔問合せ先〕鳥取県商工労働部 企業支援課 (電話)0857-26-7249 (ﾌｧｸｼﾐﾘ)0857-26-8078

鳥取県商工労働部

R081001

令和8年度鳥取県企業自立サポート融資一覧表

※融資利率は変動金利（毎年４月、１０月に改定）です。融資期間には（ ）書きの据置期間を含む。産業未来共創資金（大型投資）以外の資金は、鳥取県信用保証協会の保証が必要です。

分類	資金名		融資対象者（概要）	融資条件						損失補償の有無	申込窓口
				資金使途・融資（据置）期間	融資限度額	融資利率(年)	保証料率(年)	担保	保証人		
創業	創業支援資金	一般貸付	新たに事業を始めようとする個人や分社を行う中小企業者等	運転・設備資金：１０年（２年）以内	１億円	通常：２．０５％ 支援金あり【注１】	０．２１ ～０．４８％	保証協会の定めるところによる		無	商工会議所・商工会 中小企業団体中央会
		スタートアップ創出促進貸付	新たに法人を設立し事業を始めようとする個人や分社を行う法人等 ※創業予定又は税務申告１期末終了の方は創業資金総額の1/10以上の自己資金が必要	運転・設備資金：１０年（１年※）以内 ※据置３年の特例あり	3,500 万円		０．８０％	不要			
通常	中小企業小口融資		従業員２０人（商業、サービス業（宿泊業、娯楽業を除く。）は５人）以下で、かつ、新たな借入を含めて信用保証協会の保証付き借入金の残高が２，０００万円以下となる小規模事業者（特定非営利活動法人を除く。）	運転資金：５年（６月）以内 設備資金：７年（１年）以内	2,000 万円	通常：２．０５％ 特別：１．７６％	０．１１ ～０．４８％	不要	保証協会の定めるところによる		各市町村 商工会議所・商工会
	小規模事業者融資		従業員２０人（商業、サービス業（宿泊業、娯楽業を除く。）は１０人）以下で、かつ、信用保証協会の保証付き借入金の残高が８，０００万円以下となる小規模事業者	運転資金：　７年（１年）以内 設備資金：１０年（１年）以内	3,000 万円	通常：２．０５％ 特別：１．７６％	０．１１ ～０．４８％				商工会議所・商工会 中小企業団体中央会
	流動資産担保融資		事業者に対する売掛債権又は棚卸資産を有する中小企業者等	運転・設備資金：１年以内（最大３年まで更新可能）	１億円	１．９３％	０．６８％	保証協会又は金融機関の定めるところによる	不要		各金融機関 保証協会
	企業自立化支援資金		事業資金（運転資金・設備資金）の借り入れを希望する中小企業者等	運転資金：　７年（１年）以内 設備資金：１０年（１年）以内	１億円	２．７５％	０．４５ ～１．４５％				商工会議所・商工会 中小企業団体中央会
新規投資	新事業展開資金	経営革新貸付	中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画に従って事業を実施する中小企業者等	運転・設備資金：１０年（２年）以内	１億円	１．７６％	０．２３ ～０．６８％				
		海外展開貸付	県内事業の安定・拡大を図るため海外需要の取り込みを図るなどの海外展開に取り組む中小企業者等								
	新規需要開拓設備資金		設備の導入・新設、能力増強・拡張、更新・建替、維持・補修、合理化・省力化などに取り組む中小企業者等（鳥取県産業未来共創条例施行規則に定める重点分野にかかる事業、業態転換への取組み、事業承継、公的設備投資補助金を受ける事業、法規制強化への対応、とっとりＳＤＧｓ企業認証制度の認証書取得し、ＳＤＧｓに資する設備投資を行う場合、通常より低い金利を適用。右記「融資利率（年）」欄をご参照ください）	設備資金：２０年（３年）以内 ※併せて運転・借換資金も可 ※据置期間５年の特例あり	保証枠	通常：10年以内 2．05／10年超 2．26 特別：10年以内 1．76／10年超 1．94 SDGs当初5年：10年以内 1．00／10年超 1．00	０．２３ ～０．６８％				
資金繰り	経営体質強化資金 （県版セーフティネット資金）		① 最近３ヶ月間の売上高等が平成１９年４月（リーマンショック前年）以降のいずれかの年の同期の売上高等に比べ５パーセント以上減少している中小企業者等 ② セーフティネット保証５号の市町村長の認定を受けた中小企業者等	運転･設備資金：１０年（３年）以内 ※ニューマネーの借入に併せて既往借入金の借換ができる場合あり	8,000 万円	１．７６％	０．４５ ～１．０８％			有	商工会議所・商工会 中小企業団体中央会
	経営安定支援借換資金		実現が見込まれる具体的な経営改善を実施し、次のいずれかに該当する中小企業者等 ①セーフティネット保証５号の指定業種（業況悪化業種）を営んでいる ②最近3月又は直近決算の売上高等又は営業利益が過去3年間のいずれかの年の同期と比べ減少 ③最近３月又は直近決算の平均売上総利益率又は平均営業利益率が前年同期と比べ減少 ④原価に占める原油等の割合が高く、原油高の影響を受けている ⑤輸出入取引・輸出入関連企業との取引が多く、為替差損が発生している	借換資金：１０年（３年）以内 ※経営改善のため必要と認められるときは、借換に併せて事業資金の借入も可 ※保証付き借入金であっても、対象外となる借入金あり	２億円 ※ただし、当初借入額の合計額まで	通常：２．０５％ 特別：１．７６％	０．４５ ～１．０８％			無	
	地域経済変動対策資金 ※融資条件は県の指定ごとに特例あり		地域経済に大きな影響を及ぼす経済変動事象（県指定）や、県内に広範な取引関係を有する事業者（県指定）の事業活動の再編等によって、大きな影響を受けた中小企業者等	運転・設備資金：１０年（３年）以内 ※借換特例あり（借換できない資金あり）	別途設定	１．７６％	０．４５ ～１．０８％				
	災害等緊急対策資金		自然災害や突発的な事故等（県指定）で、直接又は間接的に被害を受けた中小企業者等	運転資金：１０年（３年）以内 設備資金：１５年（３年）以内	２億 8,000 万円	１．７６％	０．４５ ～１．０８％				
	経営安定事業継続支援資金		次の全てに該当する県内中小企業者等 ア　最近３ヵ月間の売上高又は直近決算期の売上高又は営業利益が令和２年１月２９日時点における直近の同期に比べ減少している者 イ　同一事業の業歴が１年以上で、１期以上の決算を行っている者。 ウ　経営改善計画を作成し、その実現が見込まれる者。	運転・借換資金：５年以内 ※借換は保証付き借入金であっても、対象外となる借入金あり	3,000 万円	２．４５％	０．２３ ～０．６８％				
	コロナ克服特別借換資金		経営改善計画を策定して、金融機関、保証協会、商工団体、経営サポートセンター等の支援を受けて、借入金のとりまとめを行ってコロナ禍からの経営再生に取り組む中小企業者等	借換資金：１５年（３年）以内 ※併せて事業資金も可	２億 8,000 万円	通常：10年以内 １．７６／10年超 １．９４ 特別当初３年：１．５３／１．７４	０．４５ ～１．０８％ ※特例あり			有	
承継	事業承継支援資金	一般貸付	①事業承継、合併等を行う中小企業者等 ②承継円滑化法の認定を受けた中小企業の代表者で、株式取得等を行う者	運転・設備資金：１０年（２年）以内	２億 8,000 万円	１．７６％	０．２１ ～０．４８％			無	商工会議所・商工会 中小企業団体中央会 事業引継ぎ支援センター
		特別保証貸付	①ア～エの要件を満たす保証協会の保証日から３年以内に事業承継予定の事業承継計画を有する法人 ②ア～エの要件を満たす令和２年１月１から令和７年３月３１日までに事業承継を実施した法人で、事業承継日から３年を経過していない中小企業者 ア　資産超過であること イ　ＥＢＩＴＤＡ有利子負債倍率（※）が１０倍以内であること （※）ＥＢＩＴＤＡ有利子負債倍率＝（借入金・社債－現預金）÷（営業利益＋減価償却費） ウ　法人・個人の分離がなされていること エ　返済緩和している借入金がないこと	①運転・設備・借換資金：１０年（１年）以内 ※借換資金は保証人を提供している借入金のみ ②借換資金：１０年（１年）以内 ※事業承継前に保証人を提供している借入金のみ	２億 8,000 万円	１．７６％	ｶﾞﾊﾞﾅﾝｽﾁｪｯｸｼｰﾄの要件を充足 ０．００％ ～０．２９％ ｶﾞﾊﾞﾅﾝｽﾁｪｯｸｼｰﾄの要件を非充足 ０．４５％ ～１．９０％		不要		
再生	再生支援資金		鳥取県中小企業活性化協議会等の支援、又は信用保証協会の再生・再挑戦審査会で認められた再生事業を実施する中小企業者等	運転・設備資金：１５年（１年）以内	１億円	10年内　２．７５％以内 10年超　３．０５％以内	０．４５ ～１．２３％			有	各金融機関 保証協会
特定目的	働き方改革応援資金		従業員の労働環境改善に資する取組を行う中小企業者等 （生産設備、店舗の改修など直接的に収益につながるものを除く）	運転・設備資金：１０年（２年）以内	3,000 万円	１．７６％	０．２３ ～０．６８％			無	商工会議所・商工会 中小企業団体中央会
	災害対応力強化資金		①ＢＣＰを策定した者 ②セミナー等に参加するなど今後策定に向けた取組を進めようとする者	設備資金：２０年（３年）以内	１億円	10年内　１．７６％ 10年超　１．９４％	０．２３ ～０．６８％				
	産業未来共創資金(大型投資)		鳥取県産業未来共創補助金（成長・規模拡大型、一般投資型に限る。）及び先端的デジタル活用企業立地促進補助金の認定を受けた企業	運転資金：１０年（２年）以内 設備資金：１５年（２年）以内	運転：　１億円 設備：対象経費 （最高５０億円）	保証付き：１．７６％以内 保証なし：２．０７％以内	０．４５ ～１．４５％				県立地戦略課、県総合事務所県民福祉局（中部、西部）
	バイオ産業支援資金		染色体工学技術を活用して、新しい製品、技術又はサービスの開発及び事業化に取り組む中小企業者等	運転資金：１０年（３年）以内 設備資金：１５年（３年）以内	１億円	１．７６％ 利子助成あり	０．４５ ～１．０８％				県産業未来創造課
	中小事業者賃上げ応援資金		３％以上の賃上げに取り組む中小企業者等	運転資金：　７年（１年）以内 設備資金：１０年（１年）以内	3,000 万円	１．４６％	０．１１ ～０．４８％			無	商工会議所・商工会 中小企業団体中央会

【注1】県内に事業所を有し事業を1年間実施し、産業競争力強化法に規定する特定創業支援等事業による支援を受けたことについて市町村の証明を受けた方又はこれに準ずるものとして商工団体に認められた方等。その他条件もありますので、詳細は県産業未来創造課（電話 0857-26-7690）まで。